

<問題1>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の10の項に関連するレーザー発振器 α を輸入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の10の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、同サイトにある英文で購入前にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の7の項に関連する集積回路 α を輸入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の7の項は、原子力供給国グループ（NSG）の規制なので、同サイトにある英文で購入前にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の3の項に関連するポンプ α を輸入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の3の項は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文で購入前にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題2>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第3の2に掲げる地域のレバノンにあるメーカーYより工作機械5台の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該工作機械を使用して、宝石の加工に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業Yから工作機械5台の注文を受けた。その際、企業Yからは、当該工作機械を使用して、鉄道車両の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第3の2に掲げる地域のイラクにあるメーカーYより工作機械5台の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該工作機械を使用して、家電の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が不要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題3>

次のAからCのうち、少額特例について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(前提条件)

- ① AからCは、本邦にあるメーカーXが輸出する。
- ② 集積回路 α は、輸出令別表第1の7の項(1)に該当するが、告示貨物ではない。
- ③ モジュール β は、輸出令別表第1の7の項(10)に該当するが、告示貨物ではない。

- A 集積回路 α 及びモジュール β のそれぞれの価額が50万円で、仕向地がタイで、用途が家電の製造の場合、少額特例は適用できる。
- B 集積回路 α 及びモジュール β のそれぞれの価額が50万円で、仕向地が輸出令別表第4に掲げる地域のイランで、用途が家電の製造の場合、少額特例は適用できる。
- C 集積回路 α 及びモジュール β のそれぞれの価額が50万円で、仕向地が米国で、用途が戦車の製造の場合、少額特例は適用できる。

- 1. 1個
- 2. 2個**
- 3. 3個

<問題4>

次の1から3のうち、正しい説明を1つ選びなさい。

1. 外為法第25条第1項の無許可違反を行った場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第53条第1項に規定されている。
2. 外為法第48条第1項の無許可違反をした場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第69条の6第1項に規定されている。
3. 外為法第25条の2第3項は、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可の無許可違反に対する行政制裁の規定である。

<問題5>

次のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある大学Xは、米国にある大学Yと共同で、地球温暖化の原因研究を行っている。温暖化原因のシミュレーションを行うため大学Xが所有する輸出令別表第1の2の項（12）に該当する測定装置 α を大学Yに輸出する場合、基礎科学分野の研究活動にあたるので、輸出許可は不要である。
- B 本邦にある大学Xは、米国にある製薬会社Yと共同で、大腸がんの薬を開発中である。この薬の製造のために大学Xは、外為令別表の3の2の項（1）に該当するウイルスの増殖技術を製薬会社Yに提供する場合、基礎科学分野の研究活動にあたるので、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にある大学Xは、米国にある大学Yと共同で地球温暖化の原因研究を行っている。温暖化原因のシミュレーションを行うため大学Xが所有するスーパーコンピューターを大学Yの研究者に使用させるために、外為令別表の8の項に該当する操作マニュアルを提供する場合、基礎科学分野の研究活動にあたるので、役務取引許可は不要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題6>

遵守基準省令に関するAからCの説明のうち、誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 特定重要貨物等輸出者等が遵守すべき基準として、該非確認責任者の選任は義務規定であるが、統括責任者の選任は努力規定とされている。
- B 特定重要貨物等輸出者等が遵守すべき基準として、該非確認に係る手続を定めることは義務規定であるが、取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途を確認する手続を定めることは努力規定とされている。
- C 特定重要貨物等輸出者等が遵守すべき基準として、関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときに、速やかに経済産業大臣へ報告し、再発防止の措置を講ずることは義務規定とされている。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題7>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある大学のX教授は、研究開発した新素材製造技術 α （外為令別表の16の項に該当）の文書ファイルを、米国のクラウドサービス会社Pが米国で提供しているストレージサービス上に、自ら使用するために保管する際は、役務取引許可は不要であるが、新素材製造技術 β （外為令別表の5の項に該当）の文書ファイルを自ら使用するために同ストレージサービス上に保管する際は、役務取引許可を取得する必要がある。
- B 東京にあるメーカーYは、自社で開発したIC製造技術 γ （外為令別表の7の項に該当）の文書ファイルを、米国のクラウドサービス会社Pが米国で提供しているストレージサービス上に保管したとしても、メーカーYの社員（居住者）でなければアクセスできないのであれば、役務取引許可は不要であるが、ドイツにある自社の子会社の社員でもアクセスできるようにするのであれば、役務取引許可を取得する必要がある。
- C 東京にあるメーカーYは、自社で開発したIC製造技術 γ （外為令別表の7の項に該当）の文書ファイルを、日本のクラウドサービス会社Qが日本で提供しているストレージサービス上に保管し、米国にある自社の子会社Zの社員がアクセスできるようにするのであれば、役務取引許可が必要であるが、米国のクラウドサービス会社Pが米国で提供しているストレージサービス上に保管し、米国子会社Zの社員がアクセスできるようにするのであれば、役務取引許可を取得する必要はない。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題8>

輸出令別表第1の1の項に関して、下線部分が誤っている説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項に該当する貨物は、防衛装備移転三原則により輸出が全面的に禁止されている。
- B 東京にある産業機器メーカーは、米国にある電子機器メーカーから液晶モニターXを購入したところ、カタログには、液晶テレビやパソコンの画面、軍用機の表示装置にも採用された実績があると記載されていた。産業機器メーカーは、当該液晶モニターの該非判定を実施し、軍用機の表示装置に採用されていることから、輸出令別表第1の1の項に該当と判定した。なお、当該液晶モニターは、特別な改造等は行っていない。
- C 輸出令別表第1の1の項及び外為令別表の1の項は、いずれも政令の規定のみで、対応する貨物等省令の規定はない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題9>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（1）に該当する無線通信装置を米国に輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（1）に該当する無線通信装置を台湾の警察に輸出し、自然災害による人命救助に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は、不要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（1）に該当する無線通信装置をフランスの警察に輸出し、治安維持に用いられることが明らかであっても、「届出」は、不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個**
- 3. 3個

<問題10>

本邦にあるメーカーAは、来月、以下の条件で自動車部品製造装置X（以下「装置X」という。）を台湾にあるメーカーBに輸出する予定である。装置Xの内部には、輸出令別表第1の2の項（12）に該当する測定装置 α と測定装置 β が、それぞれ1セット正当に組み込まれている。この場合、メーカーAは、輸出に際して、どのような対応をしたらよいか正しいものを1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①装置X本体は、輸出令別表第1の16の項に該当する。装置Xの初期製造時の市場価格は、400万円である。
- ②測定装置 α は、装置Xの初期製造時に専門メーカーYから1セット15万円で購入。測定装置 β は、部品製造装置Xの初期製造時に、専門メーカーZから1セット25万円で購入。
- ③メーカーAは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。

1. 装置X内の測定装置 α と測定装置 β について、運用通達の10%ルールは適用できないが、仕向地が台湾なので特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出できる。
2. 装置X内の測定装置 α と測定装置 β について、運用通達の10%ルールは適用できるので、個別の輸出許可は不要である。
3. 装置X内の測定装置 α と測定装置 β について、運用通達の10%ルールは適用できない。仕向地が台湾なので特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できないので、個別の輸出許可が必要である。

<問題11>

以下のAからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのタイ現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物を米国にあるメーカーYより購入し、中東にあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、民生用途であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの台湾支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をタイにあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、戦車の部品製造である場合、仲介貿易取引許可は不要である。
- C 本邦にある貿易会社は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を香港にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYの香港にある倉庫よりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、家電の製造である場合、仲介貿易取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個**
- 3. 3個

<問題12>

以下のAからCのうち、下線部分が、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーが、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用の発破器を米国にあるメーカーに輸出した場合、輸出関係書類等は、貨物の輸出時から7年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーが、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を米国にあるメーカーに輸出した場合、輸出関係書類等は、貨物の輸出時から3年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーが、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置を米国にあるメーカーに輸出した場合、輸出関係書類等は、貨物の輸出時から5年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題13>

外為令別表の3の2の項及び貨物等省令第15条の3について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

	技術
外為令別表 3の2の項	(1)輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物の設計又 は製造に係る技術 (2)輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物の設計、 製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定める もの
貨物等省令 第15条の3	外為令別表の3の2の項(2)の経済産業省令で定める技術 は、第2条の2第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用 に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到 達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

- A 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当するウイルスの使用に係る技術Xは、外為令別表の3の2の項（1）に該当しない。
- B 輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当する遠心分離機の回転数や速度、内部にある全てのマイコンを制御している専用プログラムXは、外為令別表の3の2の項（2）に該当しない。
- C 輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当するクロスフロー過用の装置の機能に関係しない外装デザインに関する設計図面Xは、外為令別表の3の2の項（2）に該当しない。

- 1. 1個
- 2. 2個**
- 3. 3個

<問題14>

AからCのうち、貿易外省令第9条第2項第九号について、誤っている説明の組み合わせを1つ選びなさい。

- A 外為令別表の9の項に該当する最新の暗号プログラムについては、ソースコードが公開されても、非居住者に提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- B 本邦にある測定機器メーカーAでは、国内の取引先に限って、工場見学の際にリスト規制に該当する技術を一部含む資料Xを配布している。よって、資料Xは公知の技術といえるので、非居住者に提供する場合も、役務取引許可は不要である。
- C 公知の技術については、キャッチオール規制の用途要件に該当する場合でも役務取引許可は不要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

<問題15>

本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYから、貯蔵容器 α の専用ボルト・ナット(20セット)の注文を受けた。1ヶ月後、専用ボルト・ナットを輸出する予定である。この場合、専用ボルト・ナットの該非判定について、正しい説明を1つ選びなさい。なお、貯蔵容器 α は、輸出令別表第1の3の項(2)2に該当することが、メーカーYからの情報で判明している。

(参照条文)

3の項 (2)2	貯蔵容器	貨物等省 令 第2条 第2項 第二号	貯蔵容器であって、容量 が0.1立方メートルを超 えるもののうち、内容物 と接触するすべての部分 が次のいずれかに該當 する材料で構成され、裏 打ちされ、又は被覆され たもの
		イ ニッケル又はニッケ ルの含有量が全重量の 40パーセントを超える合 金	
		ロ ニッケルの含有量が 全重量の25パーセント を超え、かつ、クロムの 含有量が全重量の20 パーセントを超える合金	
		ハ ふつ素重合体	
		ニ ガラス	
		ホ タンタル又はタンタ ル合金	
		ヘ チタン又はチタン合 金	
		ト ジルコニウム又はジ ルコニウム合金	
		チ ニオブ又はニオブ合 金	

- 専用ボルト・ナットは、輸出令別表第1の3の項(2)2に該当する貯蔵容器の専用部分品なので、輸出令別表第1の3の項(2)2に該当と判定する。
- チタン製の専用ボルト・ナットは、貨物等省令第2条第2項第二号で規制されている材料なので、輸出令別表第1の3の項(2)2に該当と判定する。
- 専用ボルト・ナットは、輸出令別表第1の3の項(2)2に非該当と判定する。

<問題16>

外為法第6章の3の「輸出者等遵守基準」について、AからCまでのうち、下線部分が誤っている説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為法第55条の10第1項の輸出者等遵守基準とは、「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）の「外為法等遵守事項」のことである。
- B 外為法第55条の10第1項では、輸出等を「業として行う者」は、全て「輸出者等遵守基準」を定め、経済産業省に届け出なければならない。
- C 輸出者等は、「輸出者等遵守基準」に従い、輸出等を行わなければならない。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題17>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(前提条件)

- ①本邦にあるメーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。
- ②包括許可取扱要領〔別表A〕にある「い地域①」とは、輸出令別表第3に掲げる地域をいう。「ち地域」とは、輸出令別表第3の2に掲げる地域及び輸出令別表第4に掲げる地域をいう。
- ③輸出先の用途は、全て民生用途である。

- A 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の15の項（2）に該当する貨物 α を米国にあるメーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できないが、総価額が5万円であれば、少額特例が適用できる。
- B 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の15の項（1）に該当する貨物 α を中国にあるメーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できないが、総価額が6万円であれば、個別の輸出許可が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の14の項（1）に該当する貨物 α を米国にあるメーカーYに輸出する場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できるが、総価額が5万円であれば、少額特例が適用できる。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

(参考・抜粋)包括許可取扱要領 [別表A]

[14の項]

	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第13条に該当するもの	特別一般 一般	特定	—

[15の項]

	<u>い地域①</u>	<u>と地域②</u>	<u>ち地域</u>
輸出令別表第1の15の項(1)～(10)までに掲げる貨物であつて、貨物等省令第14条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの	-	-	-

<問題18>

本邦にあるメーカーXは、3年前にシンガポールにあるメーカーYから輸入した測定装置 α （輸出令別表第1の2の項（12）に該当）が故障したので、来週修理のため、シンガポールに送り返す予定である。この場合、メーカーXの対応について、適切な説明を1つ選びなさい。なお、メーカーXは、包括許可を取得していない。

1. メーカーXは、無償告示第一号1の規定が適用できるので、送り返す場合、輸出許可は不要である。
2. メーカーXは、無償告示第一号1の規定が適用できないので、送り返す場合、個別の輸出許可が必要である。
3. メーカーXは、送り返す場合、測定装置 α の輸入から1年以内であれば、無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可は不要だが、輸入から3年経っているので、無償告示第一号1の規定が適用できず、個別の輸出許可は必要である。

<問題19>

AからCの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第1項第二号が適用されるものは、いくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項（1）に該当する空気銃
- B 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当するボツリヌス毒素
- C 輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置

1. 1個

2. 2個

3. 3個

(参考条文)輸出令第13条

(核兵器等の開発等に用いられるおそれがある特に大きい貨物)

第13条 法第69条の6第2項第二号 に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

<問題20>

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を行おうとする場合に、輸出者が確認すべき事項の確認を行う上で、当該取引が本輸出規制の申請要件に該当するか否かの判断が困難な場合を含め不明な点がある場合は、(X)に相談することができる。Xにあてはまるものを1つ選びなさい。

1. 経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課
2. 安全保障貿易管理課
- 3. 安全保障貿易審査課**

<問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

本邦にある貿易会社Xは、シンガポールのメーカーYより、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器 α を100セット購入したところ、メーカーYの担当者が誤って、輸出令別表第1の2の項に該当するレーザー発振器 β を200セット送ってきた。貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているが、この場合、レーザー発振器 β をメーカーYに返送することができる。

<問題22>

以下の問題文を読んで、下線部分が正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXは、タイにある自動車メーカーYに輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械 α を輸出する予定である。納期に間にあわないので、工作機械 α を輸出令別表第1の6の項（2）に該当する工作機械と偽って、個別の輸出許可を取得し、タイにあるメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXは、外為法第70条第1項第三十三号で処罰される。

<問題2 3>

以下の文を読んで、下線部分が正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号（ECCN）の2桁目の英記号は品目の形態を表し、「A」は、当該品目が「装置、アッセンブリ及び構成要素」であることを示している。

<問題24>

以下の問題文を読んで、下線部分が正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

NS 理由のみで規制され、CCL の当該 ECCN の許可例外（List Based License Exceptions）の箇所に適用可能（YES）と記載されている貨物の B 国群向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外は、GBSである。

<問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

EAR99 に分類される品目を日本からイラン向けに再輸出する場合には、エンドユース規制及びエンドユーザー規制に該当しなければ、BIS の許可は不要である。

◆問題文中の法令等の略称と正式名称等

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）で規定されている。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
包括許可要領	包括許可取扱要領
キャッチオール規制通達（補完規制通達）	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
10%ルール	貨物については、運用通達1-1(7)(イ)に規定されている。役務については、役務通達2(6)に規定されている。
少額特例	輸出令第4条第1項第四号に規定されている。
告示貨物	輸出令別表第3の3で規定されている経済産業大臣が告示で定めた貨物をいう。
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
外国ユーザーリスト	文書等告示第二号又は核兵器等開発等告示の別表の第二号に規定されている「経済産業省が作成した文書等」。

ホワイト国	輸出令別表第3の地域をいう。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
国連武器禁輸国・地域	輸出令別表第3の2の地域をいう。アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スー丹
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1（外為令別表）の1から15の項で規制されている貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。

平成29年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第6回)

(STC Advanced)試験問題